

いたばしボローニャ絵本館企画運営委員会設置要綱

(平成24年3月27日教育長決定)

(設置目的)

第1条 いたばしボローニャ絵本館（以下「絵本館」という。）の効果的な運営及び蔵書の活用等による事業展開について調査研究するため、いたばしボローニャ絵本館企画運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(調査研究事項)

第2条 運営委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査・研究するものとする。

- (1) 蔵書等を活用した事業
- (2) 絵本館の効果的な運営方法
- (3) その他絵本館運営の充実を図るために必要な事項

(委員)

第3条 運営委員会は、委員10名以内をもって構成し、委員は教育委員会が委嘱又は任命する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 運営委員会は、委員長が召集する。

- 2 運営委員会は、第2条に掲げる事項について調査研究するため、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員は、絵本館運営の充実を図るために必要な事項について、随時、絵本館へ助言及び情報提供をすることができる。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、絵本館において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則 (平成24年3月27日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 いたばしポローニャ子ども絵本館運営会議設置要綱(平成17年7月1日教育長決定)は、廃止する。

付 則 (平成26年7月30日)

- 1 この要綱は、平成26年7月30日から施行し、平成26年8月7日から適用する。
。
- 2 平成26年8月7日に委嘱される企画運営委員会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

付 則 (令和3年3月19日)

この要綱の一部改正は、令和3年3月28日から施行する。